

第 18 号議案

亀岡市厚生会館に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

平成 23 年 11 月 30 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
 亀岡市厚生会館

- 2 指定管理者となる団体の名称
 公益社団法人 亀岡市シルバー人材センター

- 3 指定の期間
 平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで